平成２６年（フ）第９３７号
堺市北区新金岡町１丁２番　新金岡第一団地第19号棟第205号室、開始時の住所堺市西区鳳北町８丁440番地１　エクセル鳳505号
破産者　上田　和博
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
堺市西区浜寺石津町中２丁５番36号
破産者　宮田　輝明
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
堺市西区浜寺石津町中４丁20番７号
破産者　小林　文子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
堺市西区浜寺石津町東５丁15番７号
破産者　嶋田運送こと　嶋田　英夫
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の５　グリーンハイツ桃山205号
破産者　藤澤　　徹
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５７号
神戸市北区星和台４丁目２番地の１
破産者　ノブアーツこと　森谷　信敏
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
山口県萩市大字川島319番地１　梅地茂登世方
破産者　浜田　　剛
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１５８号
北九州市門司区大字恒見1279番地
破産者　濱田　　誠
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７６号
佐賀市鍋島町大字蛎久字二本松1377－５　住宅型有料老人ホーム　さつき苑、住民票上の住所佐賀市水ヶ江２丁目６番２号
破産者　森本　淳一
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
北海道岩見沢市７条東12丁目21番地27
破産者　鈴木　正則
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１３９号
北海道苫小牧市日吉町４丁目29番10―60号
破産者　黒津　千代
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８号
北海道苫小牧市船見町２丁目４番21号
破産者　畑井佳奈子
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１６号
北海道苫小牧市新富町１丁目４番18号　ハイツユニオンＡ102
破産者　近藤　哲朗
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１３５号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目24番１号　アルコイリス双葉ケ丘壱番館2010
破産者　鈴木　清美
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
茨城県小美玉市与沢194番地
破産者　大塚　重雄
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１号
長野県茅野市玉川7404番地６
破産者　近藤　明美
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３８０号
大津市三大寺５番Ａ11―105号
破産者　小畑　幸夫
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８２号
滋賀県野洲市冨波甲400番地　エスポワール野洲、前住所沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納52番地２
破産者　高野　真也
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３号
京都市右京区西院西寿町25番地２　ミモザ館410、前住所京都市下京区中堂寺壬生川町１番地４　グラン・コート壬生川204号
破産者　宮田　征吾
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係